

尾張旭市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市公契約条例（平成29年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

第2条 条例第9条第2項に規定する報告を求める公契約は、条例第2条第1号に規定する公契約であって、次に掲げる契約に該当するものとする。

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。